



令和4年度 第2回理事会

日 時: 令和4年7月8日(金)17:00

場 所: アラスカ会館

《議案》

- 第1号議案 個人情報取扱規程案について
第2号議案 各委員会細則 改定案について

《報告》

1. 特別奨励費制度案について
2. 参与について
3. 会長会議について
4. 事務局長、事務局員業務委託契約締結について
5. 令和6年東北ブロック研究大会東青大会(仮称)について
6. 令和4年日本PTA全国研究大会山形大会について
7. 令和4年度要覧について

青森市 PTA 連合会

【第 1 号議案】

個人情報取扱規程案について

会務の遂行における個人情報の取り扱いについて定めた規程がこれまでなかったことにより様々な状況で会務の遂行に問題が生じる可能性があるため、担当保険会社から取り寄せたものをベースに『個人情報取扱規程』を策定しました。(※『資料 1』をご参照ください)

本規程案については 6 月 10 日の三役会議にて承認を得たものです。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

青森市PTA連合会 会長 高坂 修

【第 2 号議案】

各委員会細則案について

本会会務に参加できる会員が減少してきており委員会活動に支障をきたすことも懸念されております。委員構成については各委員会細則において『各委員会細則 第 3 条 第 2 項』において定められておりますが、これが現状にそぐわなくなってきたり会務の遂行に支障をきたす可能性が高まってきたことにより、以下の細則改訂案を策定いたしました。

本規程案については 6 月 10 日の三役会議にて承認を得たものです。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

青森市PTA連合会 会長 高坂 修

細則改定箇所

《現在》

(委員構成)副委員長2名、書記若干名、会計若干名は各単位PTA選出の委員及び各単位PTA 会長、副会長、理事又は本会の各委員会役員経験者より委員長が選任する。



《改訂案》

(委員構成)副委員長 1名以上、書記若干名、会計若干名 を会則第 6 条で定められた当会会員より委員長が選任する。

【報告事項】

1. 特別奨励費制度案について

コロナ禍の影響でこれまで通り集まれないことにより活動が停滞している単位 PTA 各校において、リモート会議・ハイブリット会議の環境を整えるために、今期限定で総予算 100 万円の特別奨励費制度を実施することとなりました。この特別奨励費制度案について三役会議で検討し、以下の通りとなりましたのでご報告します。

(受付期間)

- ・第 1 期申請受付期間:令和 4 年 8 月 1 日～8 月 31 日 (令和 4 年 9 月中実行予定)
- ・第 2 期申請受付期間:令和 5 年 2 月 1 日～2 月 28 日 (令和 5 年 3 月中実行予定)

(奨励内容)

- ・申請のあった単位 PTA ごとに各 5 万円を上限として特別奨励費を実行する
- ・申請は市 P 連三役会議での審議により採択が認められれば所定の期日で規定額が実行される
- ・採択時は申請額あるいは 5 万円のいずれか低い方の金額が特別奨励費として実行される

(対象)

- ・リモート会議(ハイブリット会議)を開催するために必要な機材・ソフトウェア全般を対象とする
- ・契約日が令和 4 年 7 月 1 日以降のもの

※契約日が令和 4 年 7 月 1 日以降であれば本件申請日以前に出費したのも対象とする
※契約日が令和 4 年 7 月 1 日以降で令和 5 年 4 月 30 日迄のサービス月額合計も対象とする
※PC など直接的にリモート会議の開催に必須でない物品の購入は対象外とする

(申請時提出書類)

- ・申請書(機材・ソフトウェア購入/契約価格・見積、用途/目的等記載/添付)
- ・機材/ソフトウェア見積書
- ・実行後に領収書(カード決済の場合はカード支払明細とカード所有者の領収書)の提出

(留意点)

- ・先着順で予算消化し次第終了(第一期受付で予算消化完了の場合、第二期受付は実施しない)
- ・特別奨励費の実行は口座振替にて行われる。この際の振込手数料は市 P 連が負担する
- ・申請が差戻された場合、単位 PTA 受付期間内に限り繰り返し再申請できる
- ・申請が採択された場合、同一単位 PTA による採択後の再申請は認められない
- ・申請書は受付開始 1 週間前に市 P 連サイトにアップされる
- ・本件に関する質問はメールもしくは市 P 連サイトにて(電話では受け付けません)
- ・実行後、導入レポートの提出をお願いします(市 P 連広報誌、市 P 連サイト等に掲出されます)

2. 参与について

本来 PTA とは保護者と教職員による組織ですが、学校現場では PTA 活動に関わるのは校長と教頭だけという学校が増えており、実質的に保護者代表として扱われることが多くなってきているというのが実態です。コロナ禍により大きな責任を伴う学校側の判断を支援できるようにするために、教職員と保護者をつなぐという本来の役割を担えなければならないと考え『参与』という役職を活用することとしました。

まずはお一方、元青森市小学校校長会会長としてご活躍された貝森毅彦先生からご承諾をいただきましたのでご報告申し上げます。

参与	元青森市小学校校長会会長	貝森 毅彦
----	--------------	-------

3. 会長会議について

コロナ禍により多くの単位 PTA において活動が停滞しています。このようなときだからこそ、各単位 PTA 会長同志、ざっくばらんに活動に対する悩みや成功事例をお互いに共有し、新たに交流を結び直す機会が必要であると考え会長会議を開催することとしました。ご案内は別途各単位 PTA 宛にご送付いたします。

4. 事務局長、事務局員業務委託契約締結について

令和 4 年 5 月 28 日に開催された年次総会において承認された令和 4 年度予算に基づき今年度の事務局長および事務局員の業務委託契約が完了しましたのでご報告いたします。(※『資料 2』をご参照ください)

5. 令和 6 年東北ブロック研究大会東青大会（仮称）について

令和 4 年 6 月 15 日に第一回準備委員会が開催され、本大会までのスケジュール等について確認しました。また、令和 4 年 6 月 16 日に開催された青森県 PTA 連合会第一回理事会において本大会開催日についてご承認いただきました。

- ・(6 月 15 日)第一回準備委員会開催
- ・(6 月 16 日)青森県 PTA 連合会理事会において開催日(令和6年9月7日(土)・8日(日))承認

6. 令和 4 年日本 PTA 全国研究大会山形大会について

令和 4 年 8 月 26・27 日に令和 4 年日本 PTA 全国研究大会山形大会が開催されます。大会参加費は県 P 負担で、移動バスを市 P 連負担でチャーターする予定ですので、個人負担は宿泊費(会食費含む)のみとなります。申込期日は過ぎておりますが特に参加を希望される方は事務局までお問合せください。

※大会詳細は大会サイトをご参照ください。

- ・(大会サイト) <https://aomorishi-pta.net/a/?a=9>



7. 令和 4 年度 PTA 要覧について

令和 4 年度の PTA 要覧の発行時期を 8 月下旬と定め、準備を進めております。夏休み明けには皆様のお手元にお届けできる見通しです。

青森市PTA連合会 個人情報取扱規程

- 第1条 (目的) この規定は、青森市PTA連合会(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。
- 第2条 (責務) 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会が実施するPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 (管理者) 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。
- 第4条 (取扱者) 本会における個人情報データベース取扱者は、会長、副会長、監事、事務局長、事務局次長、事務局員、委員長、顧問、参与とする。
- 第5条 (秘密保持義務) 個人情報データベースの管理者・取扱者は、会務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 (収集方法) 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 第7条 (周知) 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌、ホームページ等で会員に周知する。
- 第8条 (利用) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
(1)PTA会費の集金業務、管理業務
(2)文書の送付
(3)会務遂行に必要な名簿の作成
(4)関係機関への情報提供を含む会員からの問い合わせや依頼への対応
(5)広報誌、本会サイトへの掲載
- 第9条 (利用目的による制限) 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条により規定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第10条 (管理) 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第11条 (保管及び持ち出し等) 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第12条 (第三者提供の制限) 収集した個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
(3)公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要な場合
(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条（情報の開示） 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第14条（漏えい時等の対応） 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した会員は、直ちに管理者に報告する。

2 管理者は前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合は遅滞なく関係部門に適切な処置をとるよう指示する。

第15条（研修） 本会は、本会役員に対して、定期的に、個人情報データベースの取り扱いに関する留意事項について、研修もしくは情報提供を行うものとする。

第16条（苦情の処理） 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本規程は、令和4年8月1日より施行する。

----- 会則改定箇所 -----

《現在》

第七章 補 則

《加入団体》

第27条 本会は目的を達成するために、関係団体に加入することができる。

2 本会は、青森県PTA連合会に加入する。

《諸規程の設置》

第28条 本会は諸規程(表彰規程・慶弔規程・旅費規程・奨励費助成規程・事務局服務規程・選挙規程)を設け、理事会に於いて改廃できる。その結果は次期総会に報告しなければならない。

↓

《改訂案》

第七章 補 則

《加入団体》

第27条 本会は目的を達成するために、関係団体に加入することができる。

2 本会は、青森県PTA連合会に加入する。

《諸規程の設置》

第28条 本会は諸規程(表彰規程・慶弔規程・旅費規程・奨励費助成規程・事務局服務規程・選挙規程・個人情報取扱規程)を設け、理事会に於いて改廃できる。その結果は次期総会に報告しなければならない。

収
入
印
紙

市 P T A 連合会事務作業包括業務委託契約書

青森市 P T A 連合会（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）とは信義誠実の原則に則り、以下の通り、契約を締結する。

第 1 条 甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 甲が抱える事務作業を処理し、又は事務補助する業務
- (2) 前号に付帯するすべての業務

第 2 条 乙は善良なる管理者の注意義務を以って本契約に係る業務を履行しなければならない。

第 3 条 本契約に係る業務及びこれに付随する料金を、下記の記載に基づき締切計算をし、甲は乙に対し、所定の期日までに乙へ支払うものとする。

支払金額	毎月金8千円 (ただし、上記金額には、乙所有の車両の使用料も含むものとする。)
支払基準	毎月末日締切 翌月末日払い
支払方法	乙指定の銀行口座に直接振り込むものとする。尚、振込の手数料は、甲の負担とする。 *直接本人に現金で支払う事も可能

第 4 条 本契約に係る業務の履行にあたり、乙が故意又は過失により、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 5 条 乙が受託業務の履行にあたり、本契約の第三者に危害・損害を及ぼしたとき、又は、その第三者との間に紛争を生じたときは、甲乙協力してその対応にあたるものとする。

第 6 条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の運営上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第 7 条 甲および乙は本契約期間中であっても、1 か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

- 2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第 8 条 本契約の有効期間は、令和4年5月1日より令和5年4月30日までとする。

第 9 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が発生した場合は、関係法令等に基づいて甲乙協議の上、信義に基づき円満に解決するものとする。

以上、この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月28日

甲（発注者） 青森市 P T A 連合会

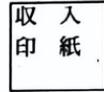
（所在地） 青森市松原1丁目6-15

（代表者） 高坂 修 印

乙（受託者） _____

（住 所） _____

（氏 名） 窪谷 希美子 印



市 P T A 連 合 会 事 務 作 業 包 括 業 務 委 託 契 約 書

青森市 P T A 連 合 会 (以 下 「 甲 」 と い う) と 山本淑子 (以 下 「 乙 」 と い う) と は 信 義 誠 実 の 原 則 に 則 り 、 以 下 の 通 り 、 契 約 を 締 結 す る 。

第 1 条 甲 は 乙 対 し 、 以 下 の 業 務 を 委 託 し 、 乙 は こ れ を 受 託 す る 。

- (1) 甲 が 抱 え る 事 務 作 業 を 処 理 し 、 又 は 事 務 補 助 す る 業 務
- (2) 前 号 に 付 帯 す る す べ て の 業 務

第 2 条 乙 は 善 良 な る 管 理 者 の 注 意 義 務 を 以 っ て 本 契 約 に 係 る 業 務 を 履 行 し な け れ ば な ら ぬ 。

第 3 条 本 契 約 に 係 る 業 務 及 び こ れ に 付 随 す る 料 金 を 、 下 記 の 記 載 に 基 づ き 締 切 計 算 を し 、 甲 は 乙 対 し 、 所 定 の 期 日 まで に 乙 へ 支 払 う も の と す る 。

支 払 金 額	毎 月 金 8 千 円 (た だ し 、 上 記 金 額 に は 、 乙 所 有 の 車 両 の 使 用 料 も 含 む も の と す る 。)
支 払 基 準	毎 月 末 日 締 切 翌 月 末 日 払 い
支 払 方 法	乙 指 定 の 銀 行 口 座 に 直 接 振 り 込 む も の と す る 。 尚 、 振 込 の 手 数 料 は 、 甲 の 負 担 と す る 。 * 直 接 本 人 に 現 金 で 支 払 う 事 も 可 能

第 4 条 本 契 約 に 係 る 業 務 の 履 行 に あ た り 、 乙 が 故 意 又 は 過 失 に よ り 、 甲 に 損 害 を 与 え た 場 合 は 、 乙 は そ の 損 害 を 賠 償 し な け れ ば な ら ぬ 。

第 5 条 乙 が 受 託 業 務 の 履 行 に あ た り 、 本 契 約 の 第 三 者 に 危 害 ・ 損 害 を 及 ぼ し た と き 、 又 は 、 そ の 第 三 者 と の 間 に 紛 争 を 生 じ た と き は 、 甲 乙 協 力 し て そ の 対 応 に あ た る も の と す る 。

第 6 条 甲 お よ び 乙 は 本 契 約 に 際 し て 、 ま た は 本 契 約 に 基 づ く 委 託 業 務 遂 行 上 知 り 得 た 双 方 の 運 営 上 、 お よ び 個 人 情 報 そ の 他 の 秘 密 情 報 の 秘 密 を 遵 守 せ し め る も の と し 、 本 契 約 有 効 期 間 中 の み な ら ず 、 本 契 約 終 了 後 も 相 手 方 の 事 前 の 承 諾 を 得 る こ と な く 、 第 三 者 に 開 示 ・ 漏 洩 し な い も の と す る 。

第 7 条 甲 お よ び 乙 は 本 契 約 期 間 中 で あ っ て も 、 1 か 月 前 の 予 告 期 間 を も っ て 本 契 約 を 解 約 す る こ と が で き る も の と す る 。

- 2 前 項 に 基 づ く 解 約 に つ い て は 、 甲 お よ び 乙 は 相 手 方 対 し そ の 事 業 に 損 害 が 生 じ な い よ う 配 慮 す る も の と す る 。

第 8 条 本 契 約 の 有 効 期 間 は 、 令 和 4 年 5 月 1 日 よ り 令 和 5 年 4 月 30 日 まで と す る 。

第 9 条 本 契 約 に 定 め の な い 事 項 又 は 本 契 約 の 解 釈 に つ い て 疑 義 が 発 生 し た 場 合 は 、 関 係 法 令 等 に 基 づ い て 甲 乙 協 議 の 上 、 信 義 に 基 づ き 円 満 に 解 決 す る も の と す る 。

以 上 、 こ の 契 約 の 証 と し て 、 本 書 2 通 を 作 成 し 、 甲 乙 双 方 記 名 押 印 の 上 、 各 自 1 通 を 保 有 す る 。

令 和 4 年 5 月 28 日

甲 (発 注 者) 青森市 P T A 連 合 会

(所 在 地) 青森市松原1丁目6-15

(代 表 者) 高坂 修 印

乙 (受 託 者) _____

(住 所) [Redacted]

(氏 名) 山本淑子 

取
入
印
紙

市PTA連合会事務作業包括業務委託契約書

青森市PTA連合会（以下「甲」という）と 田嶋美奈子（以下「乙」という）とは信義誠実の原則に則り、以下の通り、契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 甲が抱える事務作業を処理し、又は事務補助する業務
- (2) 前号に付帯するすべての業務

第2条 乙は善良なる管理者の注意義務を以って本契約に係る業務を履行しなければならない。

第3条 本契約に係る業務及びこれに付随する料金を、下記の記載に基づき締切計算をし、甲は乙に対し、所定の期日までに乙へ支払うものとする。

支払金額	毎月金8千円 (ただし、上記金額には、乙所有の車両の使用料も含むものとする。)
支払基準	毎月末日締切 翌月末日払い
支払方法	乙指定の銀行口座に直接振り込むものとする。尚、振込の手数料は、甲の負担とする。 *直接本人に現金で支払う事も可能

第4条 本契約に係る業務の履行にあたり、乙が故意又は過失により、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第5条 乙が受託業務の履行にあたり、本契約の第三者に危害・損害を及ぼしたとき、又は、その第三者との間に紛争を生じたときは、甲乙協力してその対応にあたるものとする。

第6条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の運営上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第7条 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第8条 本契約の有効期間は、令和4年5月1日より令和5年4月30日までとする。

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が発生した場合は、関係法令等に基づいて甲乙協議の上、信義に基づき円満に解決するものとする。

以上、この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月28日

甲（発注者） 青森市PTA連合会

（所在地） 青森市松原1丁目6-15

（代表者） 高坂 修 印

乙（受託者） _____

（住所） XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

（氏名） 田嶋美奈子 印

収 入
印 紙

市 P T A 連 合 会 事 務 作 業 包 括 業 務 委 託 契 約 書

青森市 P T A 連 合 会 (以 下 「 甲 」 と い う) と 平 沢 新 一 (以 下 「 乙 」 と い う) と は 信 義 誠 実 の 原 則 に 則 り、
以 下 の 通 り、契 約 を 締 結 す る。

第 1 条 甲 は 乙 に 対 し、以 下 の 業 務 を 委 託 し、乙 は こ れ を 受 託 す る。

(1) 甲 が 抱 え る 事 務 作 業 を 統 括 し て 管 理、処 理 し、又 は 事 務 補 助 す る 業 務

(2) 前 号 に 付 帯 す る す べ て の 業 務

第 2 条 乙 は 善 良 な る 管 理 者 の 注 意 義 務 を 以 っ て 本 契 約 に 係 る 業 務 を 履 行 し な け れ ば な ら ぬ。

第 3 条 本 契 約 に 係 る 業 務 及 び こ れ に 付 随 す る 料 金 を、下 記 の 記 載 に 基 づ き 締 切 計 算 を し、甲 は 乙 に 対
し、所 定 の 期 日 ま で に 乙 へ 支 払 う も の と す る。

支 払 金 額	毎 月 金 55 千 円 (た だ し、上 記 金 額 に は、乙 所 有 の 車 両 の 使 用 料 も 含 む も の と す る。)
支 払 基 準	毎 月 末 日 締 切 翌 月 末 日 払 い
支 払 方 法	乙 指 定 の 銀 行 口 座 に 直 接 振 り 込 む も の と す る。尚、振 込 の 手 数 料 は、甲 の 負 担 と す る。 * 直 接 本 人 に 現 金 で 支 払 う 事 も 可 能

第 4 条 本 契 約 に 係 る 業 務 の 履 行 に あ た り、乙 が 故 意 又 は 過 失 に よ り、甲 に 損 害 を 与 え た 場 合 は、乙 は そ
の 損 害 を 賠 償 し な け れ ば な ら ぬ。

第 5 条 乙 が 受 託 業 務 の 履 行 に あ た り、本 契 約 の 第 三 者 に 危 害 ・ 損 害 を 及 ぼ し た と き、又 は、そ の 第 三 者
と の 間 に 紛 争 を 生 じ た と き は、甲 乙 協 力 し て そ の 対 応 に あ た る も の と す る。

第 6 条 甲 お よ び 乙 は 本 契 約 に 際 し て、ま た は 本 契 約 に 基 づ く 委 託 業 務 遂 行 上 知 り 得 た 双 方 の 運 営 上、お
よ び 個 人 情 報 そ の 他 の 秘 密 情 報 の 秘 密 を 遵 守 し せ し め る も の と し、本 契 約 有 効 期 間 中 の み な ら ず、
本 契 約 終 了 後 も 相 手 方 の 事 前 の 承 諾 を 得 る こ と な く、第 三 者 に 開 示 ・ 漏 洩 し な い も の と す る。

第 7 条 甲 お よ び 乙 は 本 契 約 期 間 中 で あ っ て も、1 か 月 前 の 予 告 期 間 を も っ て 本 契 約 を 解 約 す る こ と が で
き る も の と す る。

2 前 項 に 基 づ く 解 約 に つ い て は、甲 お よ び 乙 は 相 手 方 に 対 し そ の 事 業 に 損 害 が 生 じ な い よ う 配 慮 す
る も の と す る。

第 8 条 本 契 約 の 有 効 期 間 は、令 和 4 年 5 月 1 日 よ り 令 和 5 年 4 月 30 日 ま で と す る。

第 9 条 本 契 約 に 定 め な い 事 項 又 は 本 契 約 の 解 釈 に つ い て 疑 義 が 発 生 し た 場 合 は、関 係 法 令 等 に 基 づ い
て 甲 乙 協 議 の 上、信 義 に 基 づ き 円 満 に 解 決 す る も の と す る。

以 上、こ の 契 約 の 証 と し て、本 書 2 通 を 作 成 し、甲 乙 双 方 記 名 押 印 の 上、各 自 1 通 を 保 有 す る。

令 和 4 年 5 月 28 日

甲 (発 注 者) 青 森 市 P T A 連 合 会

(所 在 地) 青 森 市 松 原 1 丁 目 6-15

(代 表 者) 高 坂 修 印

乙 (受 託 者)

(住 所)

(氏 名) 平 沢 新 一 印

青森市PTA連合会 事務局行 令和4年7月6日(水)必着
(FAX: 017-775-2442 Mail:info@aomorishi-pta.net)

令和4年 月 日

青森市PTA連合会会長 宛

学校名

理事名

印

(自署にかぎらず必ず押印ください)

委 任 状

私は、・代理出席：氏名_____ を代理人と定め、
※代理出席は理事と同じ学校の PTA 役員に限ります。

次の権限を委任します。

令和4年7月8日(金)開催の令和4年度第2回理事会に出席して議決権を行使する件。

必要事項を記入し理事の捺印をいただき、7月6日(水)必着で青森市PTA連合会事務局宛にFAX(017-775-2442)、もしくはスキャン(又は写メでも可)したデータをメール(info@aomorishi-pta.net)で送信いただきますようお願いいたします。

青森市PTA連合会 事務局行 令和4年7月6日(水)必着
(FAX: 017-775-2442 Mail: info@aomorishi-pta.net)

書 面 議 決 書

私は、本状をもって青森市PTA連合会 令和4年度第2回理事会の議案について賛否を○印で示し、議決権を行使します。ただし、賛否を明示しない場合は議決権の行使を棄権します。

青森市PTA連合会会長 宛

提出日 令和 4 年 月 日

学 校 名 _____

市P連役員・理事名 _____ ⑩

※市P連役員、理事の方のみ議決権行使ができます。

※必ず押印いただきますようお願いいたします。

<第1号議案> 個人情報取扱規程案について

原案に対し (市P連会長一任 ・ 賛成 ・ 反対)

<第2号議案> 各委員会細則改定案について

原案に対し (市P連会長一任 ・ 賛成 ・ 反対)

必要事項を記入し理事の捺印をいただき、7月6日(水)必着で青森市PTA連合会事務局宛にFAX(017-775-2442)、もしくはスキャン(又は写メでも可)したデータをメール(info@aomorishi-pta.net)で送信いただきますようお願いいたします。